

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

6件 不当金額(支出) 1億1007万円
(前年度 3件 707万円)

1 保険給付の概要

国民健康保険は、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに保険者となつて行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」)と、国民健康保険組合が保険者となつて行うものがある。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」)に区分される。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、その被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」)とされ、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

国民健康保険に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険財政の安定化(平成29年度以前は、市町村が行う国民健康保険事業の運営の安定化)を図るために、都道府県(29年度以前は、市町村及び市町村の事務の一部を処理するために設けられた広域連合等(以下「市町村等」))に対し療養給付費負担金が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村等に対して交付されている。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっており、市町村等が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村等が負担金の交付額を算定していた。)

$$\text{交付額} = \left(\begin{array}{l} \text{一般被保険者に係る} \\ \text{医療給付費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険基盤安定} \\ \text{繰入金(注3)の1/2} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前期高齢者} \\ \text{納付金(注4)等} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \text{(注5)} \end{array}$$

国庫負担対象費用額

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、以下の①及び②の場合は、次のとおり負担金の交付額を算定することとなっている。

- ① 都道府県又は市町村が、国の補助金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」)を講じている場合 負担軽減措置の対象者の延べ人数の一般被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、負担軽減の度合いに応じた減額調整を行う。
- ② 退職被保険者等となったときの市町村への届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合 退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていて、負担金の交付の対象となっていないことから、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降の遡及期間中に一般被保険者

に係るものとして支払った医療給付費を控除するなどする。

- (注1) 29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。
- (注2) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者
- (注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額
- (注4) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)
- (注5) 国の負担割合 18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100
- (注6) 減額調整 負担軽減措置により一般被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

2 検査の結果

1県及び4道県の5市町において、負担軽減措置の対象者に係る医療給付費の一部について減額調整を行っていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、負担金計1億1007万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金	摘 要
厚生労働 本省	長野県	令和 元	734億8895万 円	235億2051万 円	223万 円	477万 円	計算を誤って負担金を過大に算定していたものなど
北海道	足寄郡陸別町	平成 29	1億8723万	5991万	3502万	1120万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
埼玉県	蓮田市	29	21億7595万	7億0588万	注(1) △133万	336万	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
同	幸手市	29	20億7631万	6億6441万	325万	104万	注(2) 遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
大分県	大分市	29	158億7346万	50億7950万	2億7643万	8845万	負担軽減措置の対象者に係る医療給付費の一部について減額調整を行っていなかったものなど
沖縄県	中頭郡北谷町	28	21億0392万	6億7325万	382万	122万	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
計	6事業主体		959億0584万	307億0349万	3億2077万	1億1007万	

注(1) 蓮田市は、国庫負担対象費用額を誤って過小に算出するとともに、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していた。このため、同市の「不当と認める国庫負担対象費用額」はマイナス表示の額となることから、当該金額については集計の対象としていない。

注(2) 遡及して退職被保険者等の資格を取得した者